

公益財団法人軽種馬育成調教センター 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(制定 平成24年8月8日)
(改正 平成26年9月25日)
(" 平成28年12月6日)
(" 平成29年3月27日)
(" 平成30年12月7日)
(" 令和元年12月6日)
(" 令和2年3月26日)
(" 令和6年3月18日)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人軽種馬育成調教センター（以下「センター」という。）定款第17条及び第34条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員に対し支給する報酬は、理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）への出席謝金とし、その額は、理事会等への出席の都度1日当たり50,000円（税込）以内とする。また、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、その都度1日当たり50,000円（税込）以内とする。ただし、同一日に2以上の理事会等へ出席し又は監査業務に従事した日が理事会等の日と同一の場合は、重複して支給しない。

3 評議員に対し支給する報酬は、評議員会出席謝金とし、その額は、定款第17条第1項において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度1日当たり50,000円（税込）以内とする。

4 前2項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

5 第1項から第3項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。ただし、通勤交通費の支給については、公益財団法人軽種馬育成調教センター職員給与規程第17条の規定を準用する。この場合において、「通勤手当」とあるのは「通勤交通費」と読み替えるものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

(役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程)

- 2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日（その日が休日にあたるときは、その日の直前の休日でない日）とする。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、原則として報酬が発生した日ごとに支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

- 第4条** 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。
- 2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
 - 3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

- 第5条** 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

- 第6条** 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(補則)

- 第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

(別表) (月額)

役 職	本 俸	役員手当
理 事 長	896,000円以内	415,000円以内
専 務 理 事	850,000円以内	350,000円以内

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、センターが公益認定を受け移行の登記をした日（以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

- 2 財団法人軽種馬育成調教センター常勤役員の報酬等の支給に関する規程(平成22年12月28日制定。)は、登記日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月6日から施行し、改正後の軽種馬育成調教センター役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成28年7月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の軽種馬育成調教センター役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定に基づいて平成28年7月1日以後の分として常勤役員に支払われた役員手当は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月25日から施行し、改正後の軽種馬育成調教センター役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成29年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の軽種馬育成調教センター役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定に基づいて平成29年1月1日以後の分として常勤役員に支払われた役員手当は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。